

第22回アルコール健康障害対策関係者会議

〈最後の砦〉 酒類販売の現場から

全国小売酒販組合中央会
副会長 吉田 精孝



<酒類業 生販三層>

製造

卸

小売


全国小売酒販組合中央会
連合会
小売酒販組合

小売酒販組合の取組み



20歳未満の飲酒防止・飲酒 運転撲滅に向けた取り組み

酒類を扱うものの責任—
20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅
を地域の皆様へ直接訴えかける



- 
- 平成21年 第1回
全国100カ所、関係者7,000名
- 平成22年 第2回
全国180カ所、関係者7,700名
- 平成23年 第3回
震災の影響があるも被災地を含め全国216カ所、関係者5,600名
- 平成24年 第4回
全国197カ所、関係者7,000名
- 平成25年 第5回
全国206カ所、関係者9,064名
- 平成26年 第6回
全国202カ所、関係者6,785名
- 平成27年 第7回
全国231カ所、関係者6,978名
- 平成28年 第8回
全国289カ所、関係者8,656名
- 平成29年 第9回
全国329カ所、関係者8,775名
- 平成30年 第10回
全国330カ所、関係者8,768名
- 平成31（令和元）年 第11回
全国300カ所、関係者8,703名

開催概要

- ▶ **平成21年以降、毎年開催（令和2年度で12回目）**
- ▶ 4月8日（基準日）
- ▶ 全国300所、総勢8,700名が参加
(組合関係者、警察、国税局、税務署、中学生、高校生 他)

▶ 後援

▶ 協賛



酒類業中央団体連絡協議会

(一社) 日本フランチャイズチェーン協会

(一社) 日本ボランタリーチェーン協会

(一社) 全国スーパーマーケット協会

日本チェーンドラッグストア協会

全国酒販協同組合連合会

全国酒販生活協同組合

全国小売酒販青年協議会

酒類販売管理研修の開催

アルコール健康障害対策推進基本計画

(平成28年5月閣議決定)

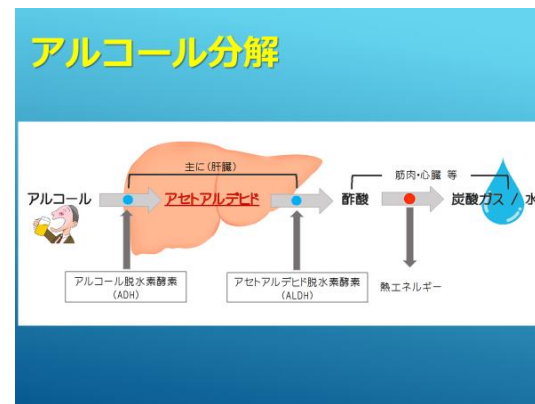
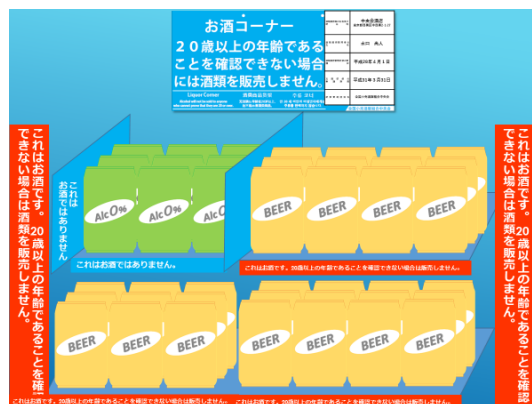
< 不適切な飲酒の誘引の防止 >

▶ 販 売

未成年者への販売の禁止の徹底、酒類の特殊性とリスクの知識を習得し、適正な販売管理の確保が図られるよう 酒類販売管理研修の受講を強く促す。

酒類販売管理研修と講師講習

酒類販売管理研修



▶ 法令、年齢確認の方法、酒類の陳列場所における表示、酒類が脳や体に与える影響など

▶ 新規約 3 時間、再受講約 2 時間

<小売酒販組合中央会の取組み>

▶ テキスト、スライドの改訂（毎年）、副教材「知りたい！がすぐわかる酒類 販売管理者のためのハンドブック」や、アルコール体質試験パッチの頒布等

酒類販売管理研修と講師講習

講師講習



- ▶ 管理研修の講師の質の向上のための講習
 - ▶ 毎年、約4時間
 - ▶ テキストの改訂箇所の説明、最新の法令、酒類に関する知識の向上
- <小売酒販組合中央会の取組み>
- ▶ 年間約20か所で開催
 - ▶ 酒類が体に与える影響（最新知識）、伝わる話し方講座、販売場における実地研修の方法、受講者からの質問に対する回答例の紹介等

議員立法による 酒類販売管理研修の受講義務化

平成28年5月 議員立法による改正酒税法等成立
平成29年6月 施行

→酒類販売管理研修 受講義務化

真の消費者利益のために

研修受講割合

27%

概ね
100%

平成29年6月～
酒類販売管理研修受講義務化

酒類販売管理研修 開催数と 受講者数の推移

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度 (※)	
	開催数	受講者数	開催数	受講者数	開催数	受講者数	開催数	受講者数
全 体	2,787	54,174	3,963	98,548	4,216	99,062	2,200	42,716
全国小売酒販組合 中央会、連合会、 小売酒販組合	2,204	35,196	2,938	65,805	3,480	77,251	1,768	30,202

小売酒販組合からみた 現場の課題

酒類の販売価格を注視

アルコール健康障害対策推進基本 計画 (平成28年 5 月閣議決定)

< 不適切な飲酒の誘引の防止 >

▶ 販 売

酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる。



WHO世界戦略 10分野の政策 オプションと介入施策の概要

分野1 リーダーシップ、自覚とコミットメント

分野2 保健医療サービスの対応

分野3 地域社会の活動

分野4 飲酒運転に関する方針と対策

分野5 **アルコールの入手性**

小売販売免許／店舗数や場所の制限／営業日と営業時間の制限／飲酒可能
法定年齢の引き上げ／未成年の入手を防止する対策／公共の活動や行事で
の飲酒ルール

分野6 **アルコール飲料のマーケティング**（広告などの販売促進活動）

分野7 **価格政策**

効果的な課税システム／標準価格の定期調査／値引き販売・飲み放題の規
制／最低価格の設定

分野8 **飲酒や酩酊による悪影響の低減**

分野9 **違法または非正規に製造されたアルコールが公衆衛生に与える影響の低減**

分野10 **観察と監視**

議員立法による酒類の価格の ルールの策定

平成29年6月改正酒類業組合法（昭和二十八年法律第七号）

「酒類の公正な取引に関する基準」

次のいずれにも該当する行為の禁止

- ① 正当な理由なく、酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売すること
- ② 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引を行うこと

▶ 国 税 庁：酒類の取引状況等実態調査

平成29事務年度（平成29年7月～平成30年6月）

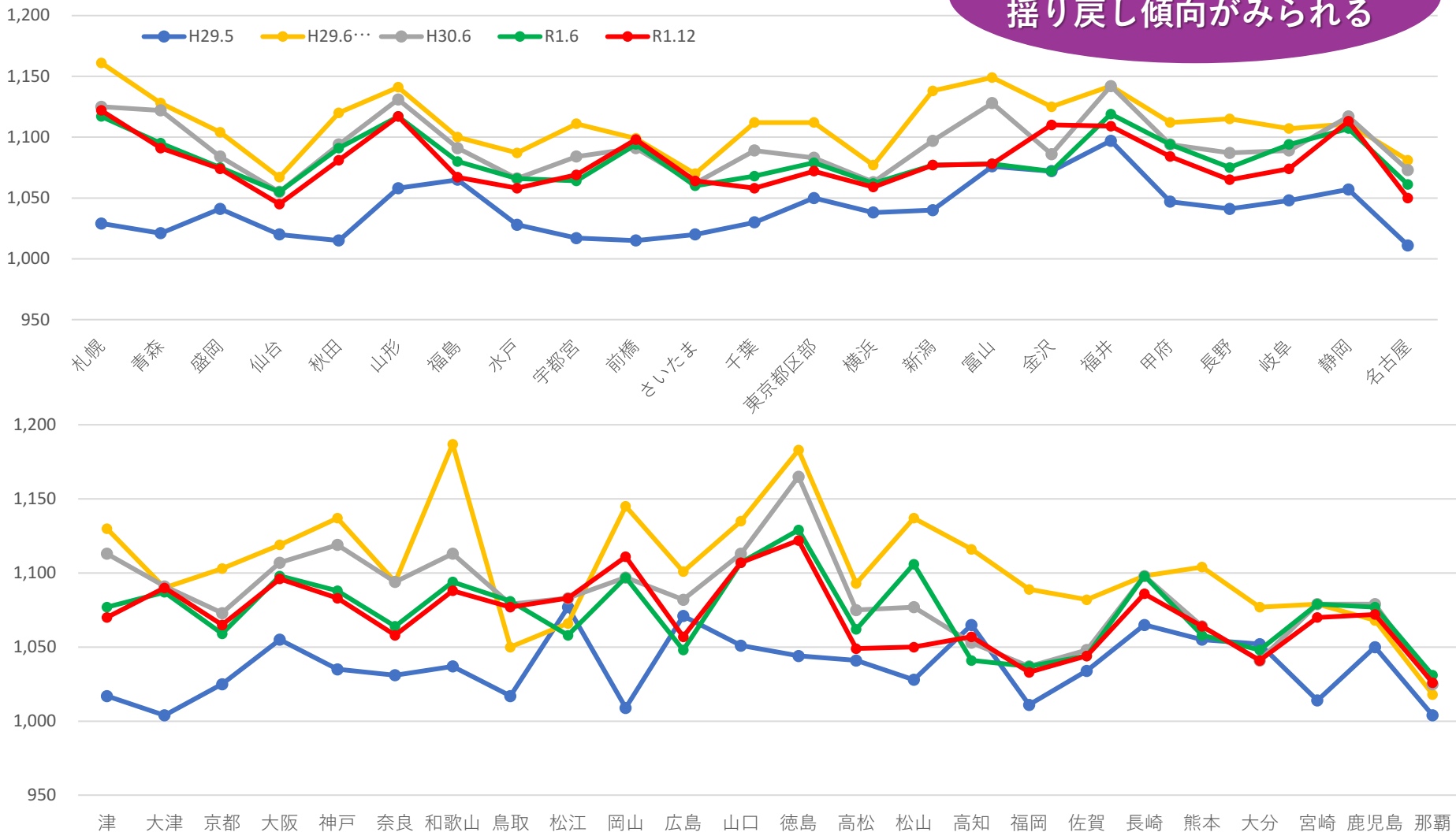
平成30事務年度（平成30年7月～令和元年6月）

	一般調査	指示	嚴重指導
小売業者	109	2	14
卸売業者	21	1	1
製造業者	6	1	0
合 計	136	4	15

	一般調査	指示	嚴重指導
小売業者	120	6	11
卸売業者	20	1	1
製造業者	7	1	5
合 計	147	8	17

ビール(1パック・350ml×6缶)の 価格推移

47地点のうち42地点で
揺り戻し傾向がみられる



実情に即した内容へ — 基準見直しの問題提起

- ▶ 酒類販売場170,000場に対して、執行機関の絶対的な人員不足（定員増を業界から国へ要求）
- ▶ リベートの在り方が店頭価格の低下に作用している可能性

▶ リベートの在り方

（現 行）

- ・ 仕入価格から控除できるリベート

①支払時期が明確で、②相手方に事前に書面等で示されており、③対象酒類の仕入と密接に関連するもの。

- ・ 仕入価格から控除できないリベート

①事後に額が判明するリベート、②裁量的なりべと、③添付商品、④チラシ協賛金、⑤メーカーから小売業者に直接支払われるリベとで仕入れと紐付けできないものなど。

ぜひ、価格問題について関係者会議でもご議論ください。

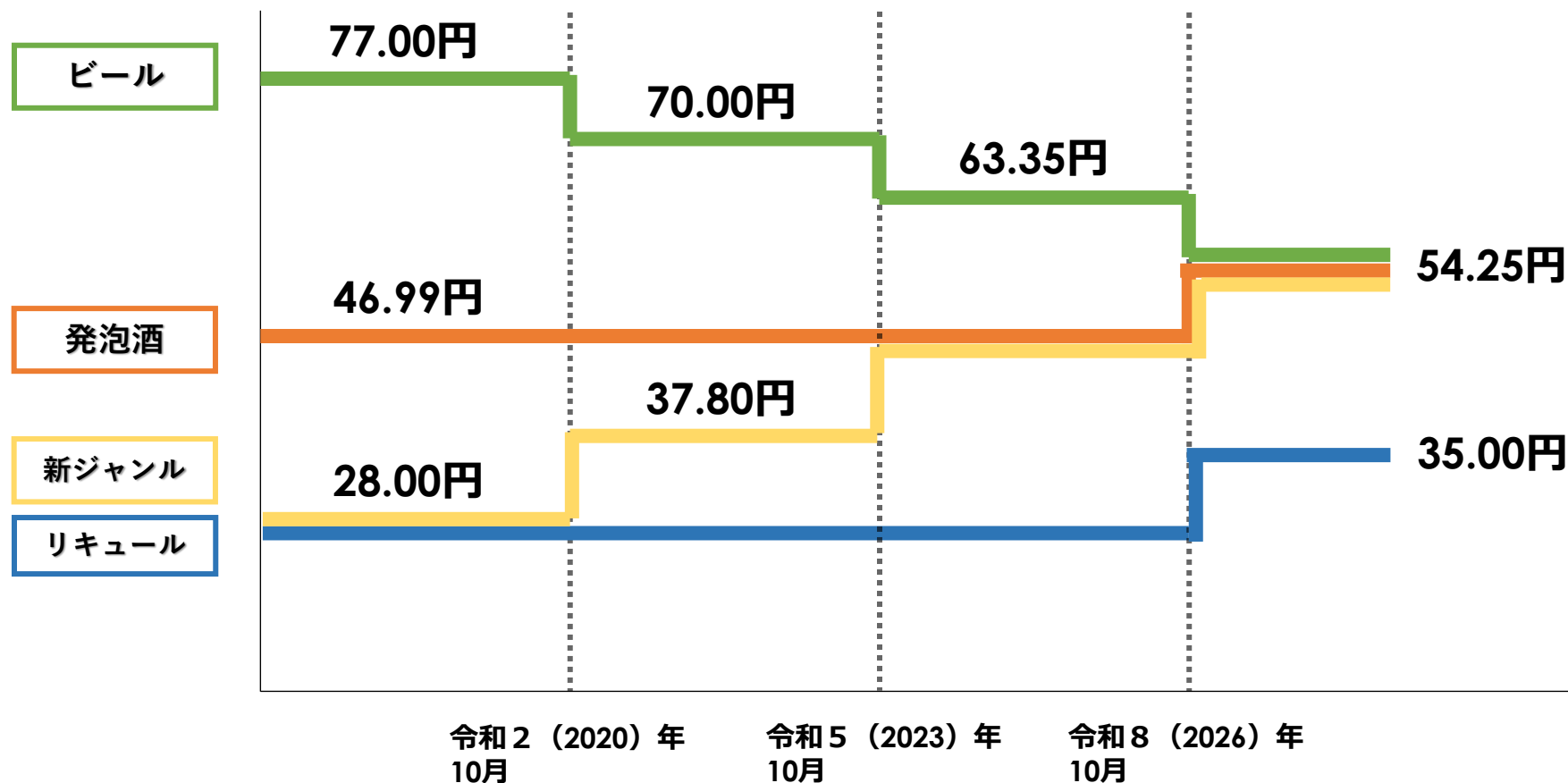
清涼飲料水並みの RTD価格の現状

1 2年連続一伸長するRTD市場

ビール系飲料、リキュール(RTD)の酒税

●令和2（2020）年10月からビール系飲料の税率構造が見直し

※350ml換算



RTD市場の推移(サントリー社)

【RTD市場の推移(2010~2020年)】

※当社推定(250ml×24本換算)

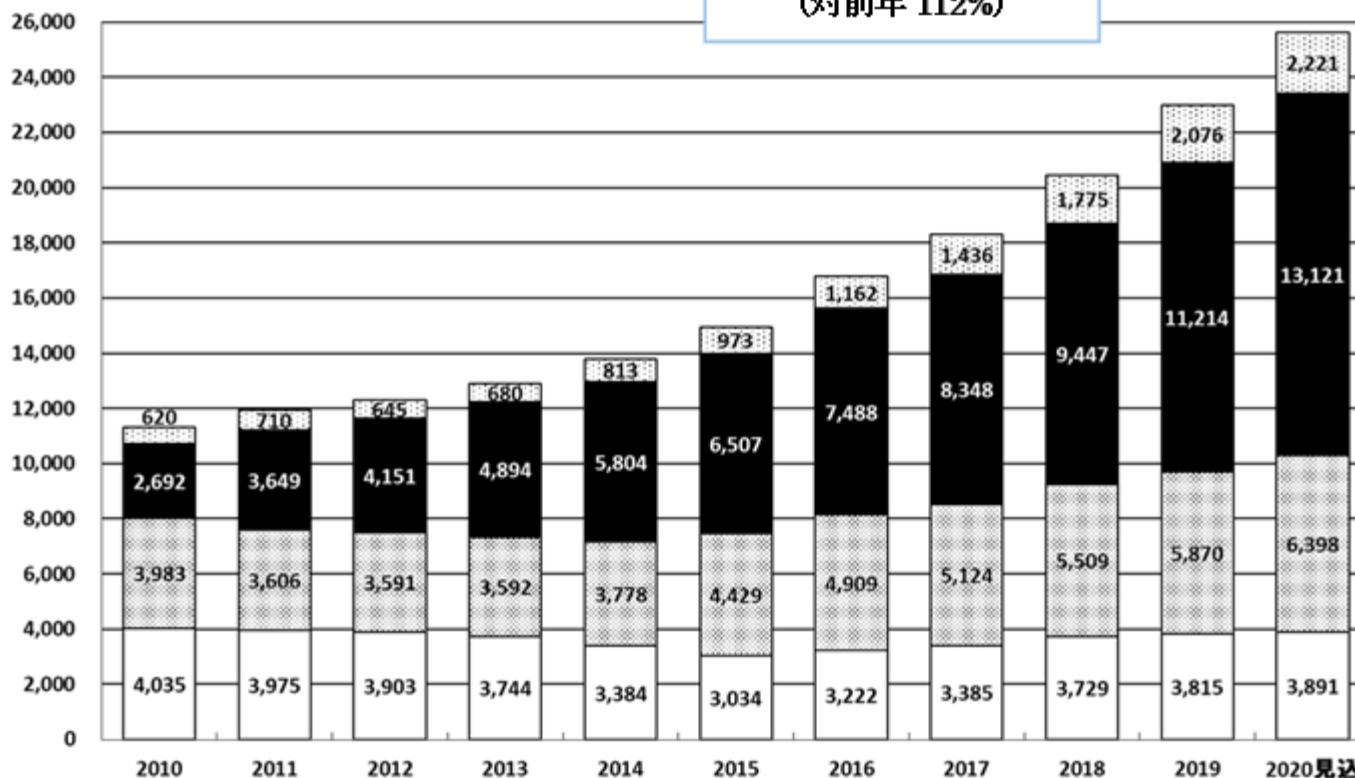
(万ケース)

□アルコール度数4%以下RTD
■アルコール度数7%以上RTD

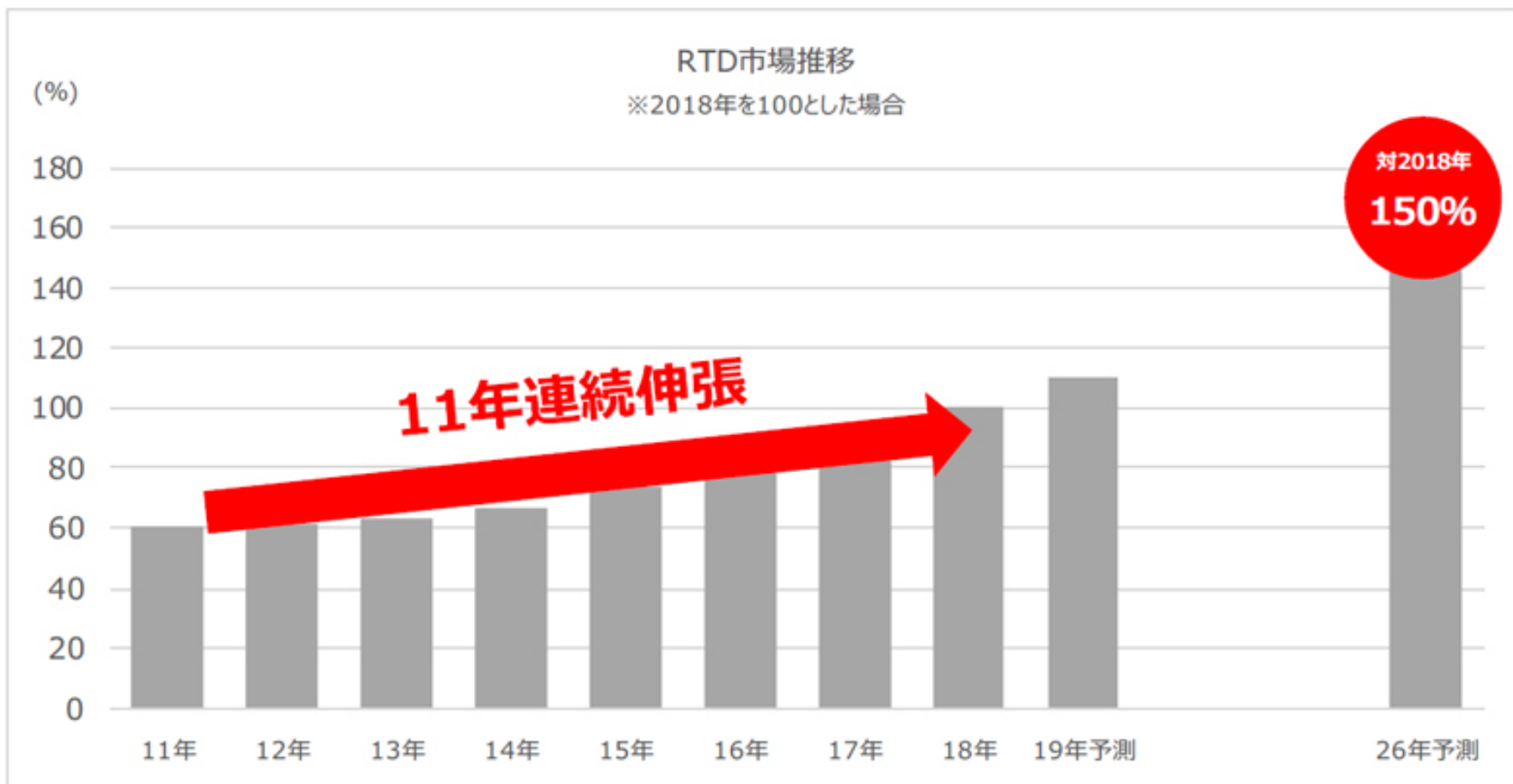
▨アルコール度数5%以上6%以下RTD
□ハイボール缶

2020年(見込)
2億5,631万ケース
(対前年112%)

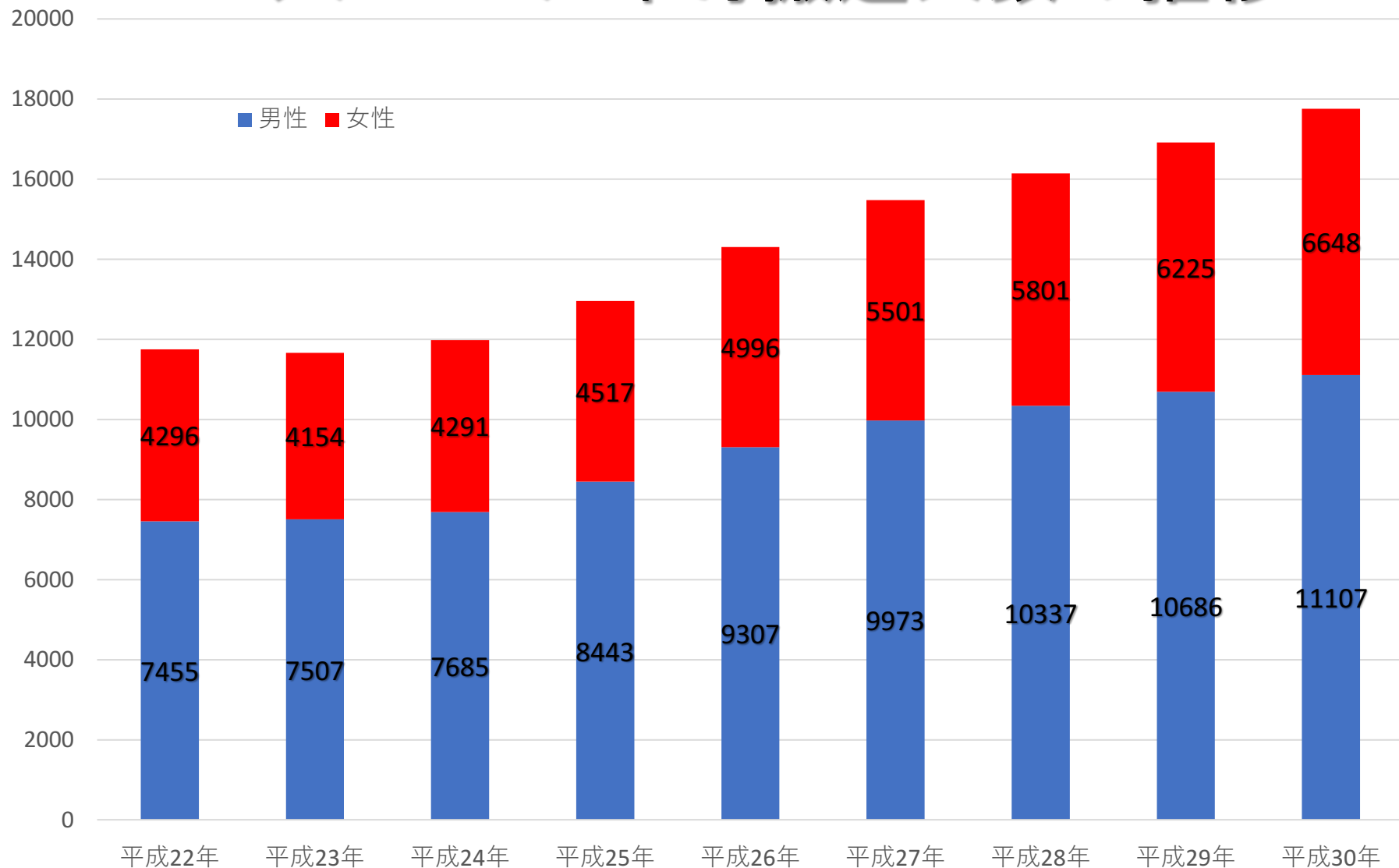
2019年
2億2,975万ケース
(対前年112%)



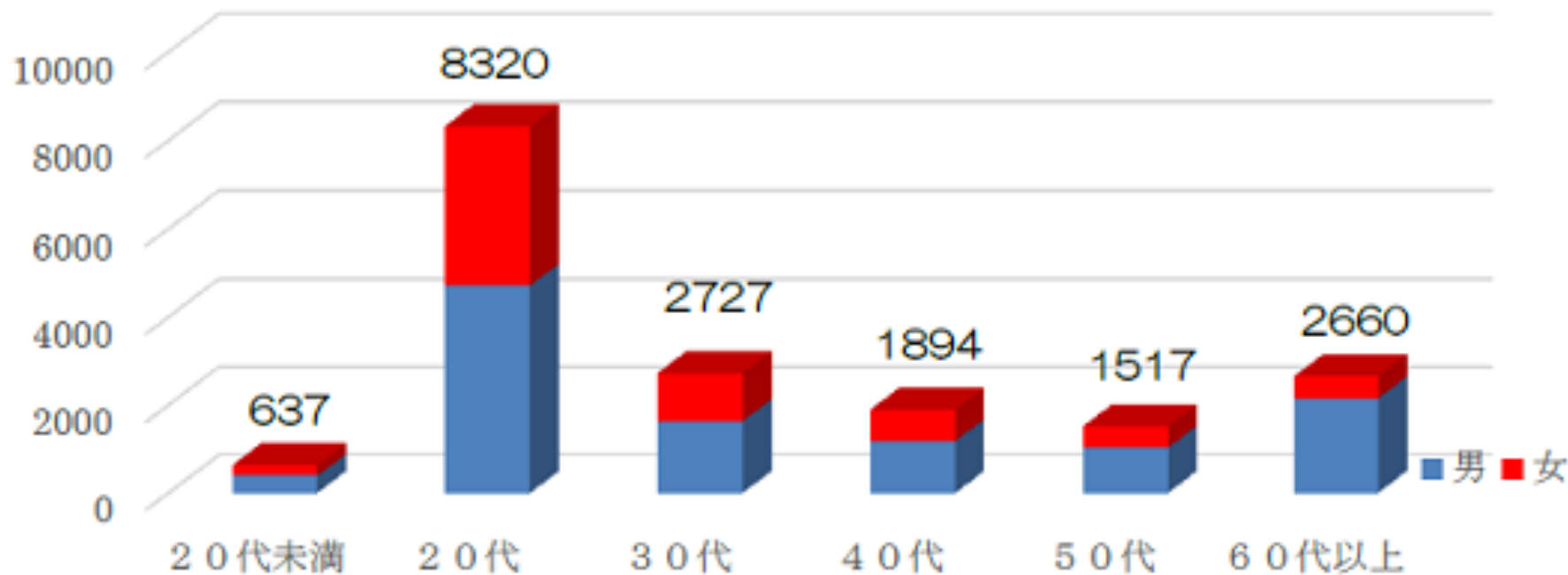
RTD市場の推移予想(麒麟社)



東京消防庁管内における急性アルコール中毒搬送人数の推移



年代別・男女別の急性アルコール中毒搬送人数(平成30年)



酒類販売における 無人レジへの対応

店舗の省人化、省力化に晒されつつあ る酒類

- ▶ 20歳未満飲酒防止やアルコール健康障害対策基本法（第6条“事業者はアルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮”の観点から、無人レジは酒類販売に適さない。
- ▶ 全国小売酒販組合中央会では、平成28年度より「酒税制度等に関する要望書」において、酒類は対面販売を原則とし、無人レジの使用禁止を訴えている。

まとめ

< 酒類の販売環境の整備を図るため >

- 義務化された酒類販売管理研修を一層効果的に
- 他省庁の横断的な支援をいただきキャンペーンの規模の拡大を図る

< 酒類業界抱える課題への対応 >

- 清涼飲料水並みに安い酒類の価格の見直し
(税率及び価格のルールの見直し)
- 変化する時代や社会環境を見据えた協議・検討を進めること

真の消費者利益のために

ご清聴ありがとうございました